

# 公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成20年12月12日（金曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 3号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について  
議案第 6号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 出席委員（6名）

委員長	日 下 昭 治	副委員長	木 内 欽 市
委員	林 一 哉	委員	向 後 和 夫
委員	高 木 武 雄	委員	林 俊 介

## 欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

## 委員外出席者（2名）

副議長 平 野 浩                      議員 滑 川 公 英

## 説明のため出席した者（16名）

副 市 長	鈴 木 正 美	病院事務部長	伊 藤 敬 典
水道課長	堀 川 茂 博	国民宿舎 支配人	野 口 國 男
病院企画監	柏 木 嶺	病院技監	作 田 重
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院契約室長	太 田 信 春
病院経理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鏑 木 友 孝
病院整備課長	永 嶋 英 和	病院医事課長	加 藤 勝 治
その他担当 職	4名		

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一

事務局次長 石毛健一

主 査 穴澤昭和

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

師走の半ばに入りまして、今年も残りわずかとなりました。今年1年を振り返ってみますと、激動の年でなかろうかなど。そんな中で、1年を終わろうとしておるわけでございます。迎えます平成21年が私どもにとりましても、また旭市にとりましてもすばらしい年になりますことを期待しながら、委員会のほうを進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会します。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願います。

なお、滑川公英議員より本委員会の傍聴をしたい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解願います。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 1分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、平野副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（平野 浩） おはようございます。

本日は公営企業常任委員会ということで、委員の皆さん並びに執行部の皆さんには大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました補正予算と条例改正の2議案について、ご審議をいただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございませんけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は年末のご多忙中の中、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様、また平野副議長、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたしますのは、議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正、以上の2議案でございます。委員の皆様方のこれらの議案に対しますご質問に対して、的確に答弁をいたしますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第3号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうから補足してご説明いたします。

もう本会議の補足説明のほうで細部にわたりまして説明したことにつきましては、そのとおりでございますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお、第3条で計上しております一般会計からの長期借入金2,000万円につきましては、これからも儉約に努めながら、収益に結び付くような運用をしたいと思ひますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

つきましては、今までの説明の中で販売促進という言葉を使わせていただきました。この内容につきましては、若干細かくなりますけれども、お時間いただきまして、説明をさせていただきますと思います。

まず、ニュースリリースという言葉を使いました。先月17日には都道府県会館で記者発表がございました。レジャー記者クラブ50社が集まったところで、リニューアルにつきまして説明をさせていただきました。それらを含めたニュースの反応でございます。

まず、特集を組んでいただけたところ、7社ございました。もう既に載ったところが3社ございまして、これから4社が公共の宿特集ということで、数ページにわたって掲載される予定でございます。12月25日、それと1月10日、2月下旬ということで、順次掲載される予定になっております。

そのほか、新聞各紙、これも取り上げていただきました。11日の新聞には、「マリオン」ということで、料理の写真も掲載されております。それと説明の中で、よくミニコミ紙という言葉は今まで使わせていただきました。千葉から船橋にかけて25万部配布されますミニコミ紙にも、掲載されることが決まりました。12月25日号でございます。

そのほか、送客契約という言葉を使わせていただきました。今計画しているのが2社でございますけれども、1社につきましては、もう既に契約の準備段階に入っております、先行いたしまして、ツアー客30名が1月に入る予定になっております。もう1社につきましても、早急に進めていきたいと思っております。

それと、インターネットというような言葉も使いましたけれども、現在、2社と契約しております。ネットエージェントというんだそうですけれども、1社につきましては4月から10月までで101人、もう1社は6月に加入いたしました。6月から10月まで68人の送客を得ております。

そのほか団体契約、福利厚生団体との契約ですけれども、11団体、千葉県老人クラブ連合会とも契約しております。平成19年は875人おりました。今年度は9月末で445人の実績でございます。

そのほか12月10日にはグランドオープンということで、今まで宣伝に努めてまいりました。1週間の宿泊プランを立てさせていただきまして、情報を発信したわけですけれども、現在、53名の予約が入っております。内容的には、旭市農産物直売館との連携をいたしまして、旭の果物と野菜をサービスするというのと、1日1組の無料宿泊券を抽せんでプレゼントすると、こういう内容でございます。そのほかランチバイキングということで、きのう、10日から始めさせていただきました。初日と2日目ともに120人を超えるお客さんをいただきまして、きょうももう既に待っているお客さんもおりますので、そういったことでこのランチバイキングにつきましても、非常に好評を得ているところでございます。

以上、販売促進の一端を申し上げましたけれども、補正予算につきましては有効活用させていただきたいと思っております。どうぞひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明が終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、二・三質問させていただきます。

先日来の一般質問で、もうほとんど議論は尽くされ、また説明もされましたので、重複する面もあろうかと思いますが、二・三お尋ねします。

その中で、木内委員さんの質問に対しての答弁だったか、上半期の実績を説明いただいたんですけれども、それを確かめのためにお伺いします。上半期の売上げ、8,352万9,000円と。

それで入場者が、6,826人というような入場者数と聞きましたけれども、それとこの入場者は食事だけと宿泊をひっくるめての数かどうか。それともう一つ、10月、11月の利用者数が分かればお伺いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

まず、6,826人の9月末で、今年度実績がございました。この内容ですけれども、1泊2食で泊まっていた方が約60%おります。60.5%ですか。そのほかあと4割の方は朝食のみ、あるいは素泊まりという内訳になっております。それと、10月、11月の実績ですけれども、10月につきましては、宿泊は590人でございます。前年度1,056人ありましたので、466人の減ということになります。11月ですけれども、703人ということで、今集計しております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、単純な計算をしてみたんですけれども、八千何百万円、これは6,000で割ると、1日客単価が1万2,236円になりますけれども、それでほとんど違いありませんか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 宿泊の単価ですけれども、正確には今年度は宿泊につきましては、9,033円の消費の平均の単価でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今、8,300万円をこれで割り返すと、1万2,000円になるけれども、それは違うんですか。ほかの金額が入っているんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 今申しました9,033円というのは、9月30日現在で6,826人の実績がありますので、これを宿泊料……

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） ちょっと、休憩とります。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○委員長（日下昭治） 引き続き会議を開きます。

高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、今、1万2,236円、これが私の計算だと、1人当たりの使っていただいた金額に、これは宿泊料から食事から土産から全部ひくくめたことだと思います。そういう金額になると思います。そうしますと、これを基本として、我々業界で単純に計算するんですけども、そして今年目標数を1万3,200人に改めるということになっております。これを掛けますと1億7,000万円にならないんですけども、1,000万円くらい足りなくなるんですけども、これはどのような形で計算されているのか。1万4,600人で計算すると、1億7,000万円になるけれども、その辺はどのような積算の根拠があるのでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 説明不足で、本当に申し訳ありません。単純に割り返しますと1万2,000幾らになりますけれども、この中には、例えば日帰りです使っていただいた方がおります。これを休憩ということで、特に宴会等々のことを指すんですけども、9月末までの、先ほど言いましたように、正確に言いますと、宿泊の1泊2食のこちらの計算ですけども、9,033円。それと宴会等で使っていただいた休憩者の方の平均が3,913円というような、そういう計算になっております。そのほか、売店の売上げがございます。これが1,014円というようなことで、売店の売上げの経費も入っておりますので、そういったさまざまな経費が入った中での数字ということをご理解いただきたい。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） それでも、何にでも6,826人入っていて、8,352万円、これだけ売り上げたから、これは単純計算すれば幾ら何に使ったか、1人の人がどう使ったと、費用と1人当たりの単価は1万2,236円、こういう計算でまづいんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 単純に宿泊者で割りますと、そうなりますけれども……

（発言する人あり）

○国民宿舎支配人（野口國男） すみません、6,826人は宿泊の実績。

○委員長（日下昭治） 続けてください。

○国民宿舎支配人（野口國男） 確かにそうです。6,826人は宿泊の実績ですけれども、内訳としては今言ったように、ご飯を食べていただいた方、1泊2食で泊まっていた方が60%、朝食と素泊まりが39.5%ということ……。

○委員長（日下昭治） しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○委員長（日下昭治） 引き続き会議を開きます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 本当に申し訳ありません。今年度の動きですけれども、宿泊料金あるいは食事料金に変化しております。ですから今までのデータをそのまま使いますと、どうしても理屈に合わないところが出てきます。東館ができ上がったのが6月30日ですので、7月、8月と運用してきましたけれども、今度12月からは西館ができ上がりましたので、でき上がった中で、今度算出しておりますので、細かくは今、ちょっとご報告できないんですけれども、そういった今年度は料金の動きがありましたので、単純に今までのやつを平均したのをこれからの数字に掛け合わせるというようなことだと、ちょっと無理があるのかなということで、その辺ご理解いただけませんか。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 確かにそういう話があれば、私の積算根拠が狂ってきますけれども、我々を出してもらった資料から、説明から数字を割り出したりなんかして計算して、それをやっていくわけでございますので、その辺の説明を十分にいただきたいと思います。また、そういう形でいったときに、あくまでも私の勝手な積算でございますけれども、今計算してみましたら、今までの売上げを日数で割って、これからの日数に掛け合わせても、予算書と

かなりの差が出てくると思うんですけれども、これは今までの料金改定前から何%ぐらい、全体で改定後、上がっているんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） すみません、本当に申し訳ありません。今年度4月の時点では、6月まで本館のみでございました。休館です。平日の1泊2食付きの、これは爽風コースとありますが、一つのコースが9,370円での運用でございます。これが7月の新館、洋室ができましたけれども、洋室ができますと1万650円ということで、1,280円上がるというような形で、これは宿泊料ですけれども、そういう形で運用させていただきます。

なお、和室が今度できましたので、和室につきましては、同じ金額になりますけれども、今度、人数別の料金が違います。洋室の場合は2名ですけれども、和室の場合は3名入らないと、この金額にならないというようなことで、人数別の料金も設定しておりますので、非常に複雑にはなってきております。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 議論の論点、違うほうからお伺いします。

今までの上半期の1日当たりの収入が45万8,000円。これで今後も割り返してみても、営業収支が1億7,000万円にならないんだけれども、それはどのような形で積算根拠があるのか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 申し訳ありません。まず、今回、収入につきましては、2,135万6,000円減らすという形になっておりますけれども、その内訳といたしまして、利用収益が1,724万6,000円ということで、さらにこの内訳が、宿泊料として538万3,000円減らしております。そのほか食事料ということで、1,186万3,000円という減額でございます。そのほか売店につきましてはお示ししているとおり、411万円の内訳ということでございます。

先ほども言いましたように、四半期を通じて料金体系もまた違ってきますし、グランドオープンした今、これで運用を初めて開始するといいますか、動きのない形での運用になりますので、算出基礎につきましては、今ちょっとお示しできませんけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） なかなか議論がかみ合わないので、いずれにしてもこの予算書の中の1億7,423万2,000円ですか、この数字、年度末にかなり私はきついではなからうかと思うんです。それは、今言ったように、45万8,000円を割り返しても、1億6,000万何ぼしかありません。そして夏と冬を比べたら、冬のほうがシーズンのにおりと思うんです。ただ、今、引き算の計算でやるとこうなるかもしれませんけれども、企業はやっぱり最終的な売上げがあって、そこからの話なんですから、それを目標としてやらないと、引き算からやると、これがまた決算に追いつかなくなる気がします。それはやってみなければ分からない話ですので、これ以上その議論はしませんけれども、そのように感じる。もう少しきちっとした積算を出してやっていただかないと、困る面があると思います。

それともう一つは、これから来年度の予算を今編成中だと思えます。それについてちょっと二・三伺います。

ここに国民宿舎費用、今年の費用が2億841万9,000円、これが計上されております。来年も恐らくこのくらいの金額は計上されるんじゃないかと思うんですけれども、この金額を今度売上げでカバーするとすると、この同じ金額を売り上げただけではカバーできないわけで、食材費がかかりますから、2億2,000万円から2億3,000万円の費用になるような感じを受けますけれども、そうした場合に今度、どこを基準にそれを求めていくのか。1日当たり何人の入場者を積算根拠としてやっていくのか。また、1日当たり幾らの客単価でやっていくのか。その辺をきちっとやっていただかないと、また来年もこのような不足、これは二千何百万円になっていますけれども、実際は3,418万9,000円の欠損ということになりますから、そういうことを見ますと、かなり厳しい状況にあるのかなと。

先ほど来、いろいろなこれからのすばらしいプランをお聞きしましたから、多少は安心していると思うんですけれども、今までの話はただ言葉だけであって、数字的な裏付けが全然ないんです。ただ30人来る、50人来ると言っても、トータルして今月は何人、来月は何人、今まで、さっき聞いた9月、10月の、これはシーズンオフですから、あまり参考にはならないと思うんですけれども、売上げはかなり少ないんですよ。人数は何人でこれを売り上げたか分からないんですけれども、そういう意味からも、来年の予算はどのように。これとちょっと話は違うけれども、大まかでいいですから、まだ全然手をつけていないということであればいいんですけれども、もし来年のことを、どのような予算書になるか、大まかでも分かればお願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 誠に申し訳ありません。算出基礎につきましては、簡潔に説明できるような資料を作成したいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願ひします。

ご質問の来年度の関係ですけれども、私のほうで今換算しているのは、今年度の業界の情勢と申しますか、これがやはり通年の年よりも20%減っているというような分析が、実はございます。これに基づくわけではございませんけれども、今年度の状況、それとお客さんの反応あるいはアンケート等、これもさまざまに分析をしなければなりませんけれども、一応2億1,000万円程度で今調整しております。

利益はどうかということですが、先行投資をしておりますので、減価償却費、これが2,700万円、減価償却費が来年度かかることになっております。減価償却費につきましては内部留保になるわけですが、純利益というようなことでとらえても構わないと思っております。2,700万円の減価償却費、これはちょっと無理ではないかなということも思っております。ですから予算上につきましても、やはり若干のマイナスの予算を今考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） いずれにしても、来年の予算は来年の予算で、きちっとやっていただかなければならないということでもございまして、皆さんの仕事を責めているわけでもございませんので、ただ、こういう厳しい状況でございます。ですから普通の企業だと売上げがないという場合は、多少人件費に食い込むというのが企業の常識でございます。その辺も今後考えて、きちっとした予算書をお願いします。

終わります。

○委員長（日下昭治） ほかに何か質疑ございますか。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 今回の2,000万円の補正につきましては、2年間ということでもあります。そしてこの理由は臨時職員の賃金の増加ということで、今回あるわけでもございますけれども、先の協議会あるいは一般質問等におきましても、パートのローテーション、そういうものを改善に努めると、努力するというような答弁でありますけれども、今現在、この臨時職員は何人雇って、そしてどのようなローテーションでやっているのか。それは賃金を減らすというのは大事ですけれども、お客さんにサービスが低下しては困るわけでもございますけれども、その辺を加味しながら、今どのような形で、何名でどのようなローテーションで運営をして

いるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（日下昭治） 林俊介委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 臨時職員の関係でございます。

まず、総人数ですけれども、32名おります。このほか職員4名ということで、運用させていただいております。その割り振りなんですけれども、予定表等々確認しながら、2週間単位で予定表を配っております。しかしこれはあくまでも計画でございます、実態の予約につきましては、今そんなに早くから入るというような体制ではございませんので、常に変えられるような体制ではあります。

それで、例えばフロント事務が今4名いますけれども、この事務を固定するというんじゃなくて、レストランとの兼務のような形も今とり始めておまして、どこでも対応できるような、そういうシステムに変えようとしております。若干固定したような、今までの中でなってしまった部分がございますけれども、今後は、厨房の技術的な面は別ですけれども、それ以外につきましては、どこでも対応できるような形で運用していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（日下昭治） ほかに何か質疑ございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。  
病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、ご説明いたします。使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年の産科医不足の原因と言われております分娩による医療訴訟の増加に歯止めをかけるべく、平成21年1月より産科医療補償制度が開始されます。補償対象者は、出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週が33週以上で、分娩に関連しまして身体障害者等級が1級及び2級に相当する重度の脳性麻痺となった子が対象となります。

この制度補償の加入により、医療機関は1分娩につき3万円の掛金を負担することになりますので、掛金に相当する料金を加えた料金を分娩料として徴収するため、改正を行うものでございます。

なお、国は妊産婦の新たな金銭的負担を避けるため、制度……

○委員長（日下昭治） 次長、資料、この関係ですか。委員の皆さん、この関係になるそうですので。

○病院事務次長（石鍋秀和） その前段階より説明しまして、資料はその後に説明しますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（日下昭治） はい。

もう少し。

○病院事務次長（石鍋秀和） 申し訳ございません。補償制度への加入により、医療機関は1分娩につき3万円の掛金を負担することとなりますので、掛金に相当する料金を加えた料金を分娩料として徴収するため、今回の改正を依頼するものでございます。なお、国は妊産婦の新たな金銭的負担を避けるため、制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げを予定しております。

今回、資料として提出いたしました産科医療補償制度、これについてご説明申し上げます。

これは来年、平成21年1月より実施ということでございますが、産科医療補償制度ということで、1ページ目、制度説明書兼加入手続き案内というのがございますので、これをご覧いただきたいと思います。

この制度に関しましての目的が、三つほどございます。目的の1としまして、「分娩に関連して発症した脳性麻痺の児およびその家族の経済的負担を速やかに補償します」。そして2、「脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報を提供します」。そして目的3としまして、「これらにより紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ります」というのが、今回、産科医療補償制度創設の目的でございます。

これに合わせまして、補償内容ですとかはどうかといいますと、見開きの次のページをあけていただきたいんですが、見開きの右側のほう、「補償内容と掛金について」というところをご覧いただきたいと思います。「補償対象」、先ほどお話ししました出生体重が2,000グラム以上で、かつ在胎週数が33週以上及び身体障害者等級は1級、2級相当の重症者ということで出ております。

この対象者のちょうど中段のほうにあります、「具体的な除外基準」というのがございます。これは、その上の段に書いてあります。「ただし、先天性要因等の除外基準により該当するものは除かれます」ということで、具体的除外基準は、下にあります（1）及び（2）、「先天性要因」、そして2のほうが「新生児期要因」ということで、これは分娩後の感染症等によって脳性麻痺になったという場合、これは除外の規定ということになります。

この制度の補償内容なのですが、2のほうで書いてございます。「補償金額」としましては一時金として600万円、そしてそのあと、子どもが20歳相当に達するまで毎年120万円ずつということで、総額が3,000万円ということが今回の補償内容でございます。

それに併せまして、分娩医療機関に関しましては、3にございます、「掛金」、1分娩当たり3万500円。ここのほうで、ウェブシステムを導入する場合は、掛金は1分娩当たり3万円ということで、二重線で引いてございますが、ということで、この金額を今回、分娩料のほうでお願いしたいと思ひまして、上程させていただきました。

その内容でございますが、今回の新旧対照表の3ページ、上のほうの段が現在の分娩料でございます。分娩料の時間内、これが現在は10万円でございます。これを改正後は下のほうの数字の13万円。そして時間外は12万円ですが、これを15万円。そして休日・深夜、午後10時から午前6時まで、これが14万円から17万円、そして帝王切開は8万円から11万円ということで、改正をお願いしたいということで、今回、上程しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願ひいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 本当に初歩的な質問で、大変申し訳ないんですけども、要はこれは保険料として、各診療科目に3万500円ずつ上乗せになったということで理解していいんですか。

そうしますと、これはここに次のところに出てきて、市が3万円を上限として加算するものとするを書いてあるから、妊婦さんにはそれほどの負担はかからない、今までどおり、また、病院としてもこれによってリスク面では多少軽減されるけれども、収入面では変わらない、そのように感じますけれども、それで。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） はい、そのとおりでございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何か初めて聞く言葉で、運営組織ですか、財団法人日本医療機能評価機構というのは、これはどういう組織なんですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院総務課。

○病院総務課長補佐（片見武寿） では、お答えいたします。

日本医療機能評価機構というのは、病院の機能とかそういったところを評価する機関でございます。そこと、今回、保険会社が契約を締結しまして、この保険の制度の窓口という形になっております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） ですから、何か厚労省の関係の組織か、あるいはそうじゃないのかと、そういうことです。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院総務課。

○病院総務課長補佐（片見武寿） こちらのほうは財団法人でございまして、厚労省とは特に関係はないと思います。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何でこれは、例えば分娩機関、中央病院でしょう、病院が直接こういう損害保険会社とは結べないんですか。間にこれを入れないと、駄目なの。それと、脳性麻痺が生じた場合と、今までの医療保険ではこういうのは全く対応できなかったから、こういうことになったんですか。その2点。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） このたびの保険は病院の無過失保険といいまして、本来ですと、例えば病院が過失を証明して、家族なりお子さんに保険金が払われるということなんですが、今回はその病院に過失がある、あるいは無過失であるということに関係なく、実態として脳性麻痺が生まれたお子さんに関しては補償しましょうという制度でございますので、ちょっと今までの実害があつて補償金が払われるというのと、制度が違うというふうに考えております。

それと、日本病院機構は厚労省とは直接関係ないといいましても、厚労省から所管といいますか、所管でやっているすべての病院が、今、機能評価というのを受けております。これがすべてここの機能評価機構によって審査されるという形ですので、先ほど総務課のほうの片見から話がありましたとおり、直接は財団法人ですから、厚労省とは関係はないと思うん

ですけれども、明らかにいろいろな形で厚労省からの指示が入っているというふうに思われます。

また、現在、12月2日現在の数字なんですけど、日本全国では2,000以上の分娩機関、医療機関あるいは診療所合わせてなんですけど、ございます。そのうちの98.8%はこの制度に加入したということで、これはインターネット上の問題なんですけれども、資料としては現在出ております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、何か補償が最大で、今、3,000万円、掛金が3万円と言いましたか。何か普通の保険から思うと、保険料が物すごく高いなと思うんですけども、それで今のように聞いたんですけども。

それと、98.8%がもう既に加入しているということで、中央病院はまだ加入していない、しているのか。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） それとあと、この3万円は患者が負担するんでしょう、分娩料から。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） はい、分かりました。

○委員長（日下昭治） ただいまの木内委員の質疑に答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 今回の、先ほど木内委員からおっしゃいましたとおり、患者さんが直接負担すればということがあるんですけど、今回の制度は、脳性麻痺ということが限定されております。その関係がございまして、分娩料とは別に、患者さんにそのような保険をとる形の場合には、家族に対する影響が非常に大きいだらうということを国が憂慮しておりまして、できたら分娩料に含めた形で、保険の納付をお願いしたいということが今回の制度の発足の要因でございます。

あと、今回の目的にも書いてございまして、あくまでも今後は分娩に関する脳性麻痺の予防といいますか、その辺の研究をしたいということも、補償と併せてやっていくということが厚労省の意向だったと思いますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 参考までに、事故率はどのぐらいですか、平均で。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 事故率というよりも、今回の制度の中で、平成21年度は500から800件をひとつ想定しているというような形では伺っております。これは多分脳性麻痺の発症率といたしますか、統計上の問題だと思うんですけども、実際に私どもが聞いておりますのは500件から800件ぐらいを、その辺の今回の保険の対象というように伺っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 件数は分かりましたが、率、何%ぐらいのあれがあるんですか。全部のあれで割り返せばいいんでしょうけれども。分からなければあとでもいいですけども。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 申し訳ございません、今、手元に資料がないものですからあれなんです、だいたい年間、お子さんは100万人ぐらい生まれますので、そのうちのだいたい500件から800件となりますと、0.05%ぐらいの確率なのかな。非常にざっくりした形で、非常に申し訳ないんですけども、そう思っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに何かございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 所管事項の報告

○委員長（日下昭治） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

病院契約室長。

○病院契約室長（太田信春） 病院契約室です。よろしくお願いたします。

新本館建設工事の入札につきまして、1点ご報告させていただきたいと思っております。

新本館建設工事につきましては、11月11日に入札の公告を行いまして、入札参加を希望する共同企業体の入札参加審査を行い、12月19日の来週の入札に向けての準備を進めていたところです。しかしながら空調設備工事での入札参加資格を認めた1共同企業体から、12月10日付で入札を辞退する旨の入札辞退届が提出されたところです。

このため、空調設備工事につきましては、入札参加資格を有する共同企業体が1共同企業体となったことから、旭市病院事業建設工事に係る一般競争入札の実施に関する規程第10条及び入札公告の12、入札の執行により入札を中止することとしたところでございます。規程及び入札公告では、資格を有すると認めた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札

を取りやめるものとする」と規定されてございます。

今後は残り3件の工事の入札を適正に執行した上で、空調設備工事につきましては、設計内容の見直しの可能性、入札参加資格要件の見直しなどの検討を行いまして、速やかに再入札の手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかはないですね。

それでは、所管事項の報告がございましたので、何かお聞きしたいことがございましたらお願いしたいと思います。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にならぬようでございますので、所管事項の報告を終わります。

---

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時55分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治